四千三百十」を「の四千四百六十」に、「の四千四百六十」を「の四千六百二十」に、「の四千六百十」を「の四千七百七十」に、「の四千八百七十」を「の五千四」に、「の五千二百七十」に、「の五千二百九十」を「の五千四百七十」に、「の五千四百五十」を「の五千六百二十」に、「の五千七百五十」に、「の五千七百七十」を「の五千八百三十」に、「の五千八百十」に、「の七千五百十」を「の七千六百五十」に、「の七千八百九十」に改める。

第二項中「の定める」を「が定める」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「六千八百三十」を「七千百七十」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「一万二千三百三十三円」を「一万三千百六十七円」に、「六千百五十」を「六千四百六十」に改め、同号を同項第二号とする。

○厚生労働省告示第二百五十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第五項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十三年八月一日以後に行われる失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、平成二十二年厚生労働省告示第三百十三号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件）は、平成二十三年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に行われた失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合の失業保険金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年七月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

千三百二十六分の千二百九十九

○厚生労働省告示第二百五十五号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第六項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十三年八月一日から適用し、平成二十二年厚生労働省告示第三百十四号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第六項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件）は、平成二十三年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の分として支給される就業促進手当及び同日以前に職業に就いた者に支給される就業促進手当に係る失業保険金の日額の上限額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年七月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

五千八百四十分の五千八百九十

○厚生労働省告示第二百五十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第七項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十三年八月一日から適用し、平成二十二年厚生労働省告示第三百十五号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件）は、平成二十三年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高齢雇用継続基本給付金及び同月以前の再就職後の支給対象月における高齢再就職給付金の支給限度額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年七月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

三十三万五千三百十六分の三十四万四千二百九

○厚生労働省告示第二百五十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第八項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十三年八月一日から適用し、平成二十二年厚生労働省告示第三百十六号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件）は、平成二十三年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高齢雇用継続基本給付金及び同月以前の再就職後の支給対象月における高齢再就職給付金に係る額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年七月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

二千五十分の二千三百三十

○厚生労働省告示第二百五十八号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第十項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十三年八月一日から適用し、平成二十二年厚生労働省告示第三百十八号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件）は、平成二十三年七月三十一日限り廃止する。ただし、休業開始応当日が同月三十一日以前である支給単位期間に係る介護休業給付金に係る休業開始時給付基礎日額の下限額及び上限額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年七月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

下限額に乗じる率　二千五十分の二千三百三十

上限額に乗じる率　一万三千九百八十分の一万四千三百四十

○農林水産省告示第千四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道石狩市・勇払郡むかわ町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　風害の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに石狩市役所及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡洞爺湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡洞爺湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　名所又は旧跡の風致の保存

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）